

3 つくば幼保第 1678 号
令和 3 年（2021 年）9 月 9 日

保護者の皆様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

保育施設利用の自粛期間の延長について

日頃から、つくば市保育行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

8 月 30 日付 3 つくば幼保第 1576 号において、緊急事態宣言期間中の保育施設利用の自粛についてお願いをさせていただいたところ、御協力いただき誠にありがとうございます。

茨城県の非常事態宣言が 26 日まで延長されたこと、また、県内の 1 日当たりの陽性者が 100 人を超えていることや医療体制も未だひっ迫していることなどから、保育施設の利用についても、下記のとおり利用自粛期間を延長させていただきます。自粛につきましては強制ではなく、家庭での保育が可能な日がある場合について御対応をお願いするものとなります。なお、県からの通知によっては、変更となる場合もあることを御了承ください。

保護者の皆様におかれましては、引き続き御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

1 登園自粛要請について

●保育施設は感染防止を徹底した上で、原則開園いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御家庭での保育が可能な場合には、児童の登園を控えていただくようお願いいたします。

●児童の同居家族が濃厚接触者となった場合や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合には、必ず登園を控えるようお願いします（ただし、症状が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合や、PCR 検査等において陰性が確認され、かつ保健所から自宅待機等の指示が出されていない場合はこの限りではありません）。

2 自粛延長期間

令和 3 年（2021 年）9 月 13 日（月）～令和 3 年（2021 年）9 月 26 日（日）

3 対象施設

市内の公立・私立認可保育施設

(保育所、保育園、認定こども園(2・3号認定)、小規模保育施設)

4 利用者負担(保育料)の取扱い

登園自粛要請期間中に登園しなかった日数に応じて日割り計算し減額します。保育料については、いったんお支払いいただきますが、後日、還付額等を御案内します。つくば市外在住の方は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

※利用者負担(基本の保育料)のみが対象となります。実費徴収(給食費含む)や上乗せ徴収については、この取扱いの対象外です。

5 自粛に協力いただき欠席される場合

施設へ御連絡ください。

6 緊急事態宣言期間中の欠席期間の取扱い

通常1か月(里帰り出産のため欠席する場合は2か月)を超えて、保育施設へ登園しない場合は退園となりますが、緊急事態宣言及び県の非常事態宣言期間中(※8月16日(月)～9月30日(木))の欠席は対象としません。長期で欠席をされる場合には必ず施設に御連絡をお願いします。なお、まん延防止等重点措置が適用されている期間においても、当該通知と同様に欠席の扱いとはいたしません。

※前回の通知で宣言開始の日付が間違っていましたのでお詫びして訂正いたします。

7 その他

雇用主様宛に被雇用者の方が利用自粛に伴う休暇を取得する際の御配慮のお願いをお伝えする通知文を再度用意しました。御利用になる場合は、各保育施設または幼児保育課に御連絡いただくか、市HPよりダウンロードしてください。保護者の皆様には大変な御負担をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

問合せ先

つくば市こども部幼児保育課

TEL:029-883-1111(代)